

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
 当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、
 定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。
 この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

住居確保給付金（家賃補助）の支給対象者が拡大されました

住居確保給付金は、経済的に困窮し、住宅を失ったまたは失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則3か月間、家賃相当額（上限あり）を市から住宅の貸主に支給する制度です。

令和2年4月20日から支給対象者が拡大されました。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する支援の一環として、住居確保給付金の支給要件が拡大されました。

令和2年4月20日から、離職した方に加えて、やむを得ない休業等によって収入を得る機会が減少した方も支給対象となります。フリーランスの方や、離職後にアルバイト等で収入を得ている方も、申請月の所得が収入基準額を下回るなどの要件を満たすと申請が可能となっています。

主な支給要件

以下の要件にすべて該当する方は、住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、多久市生活自立支援センターまでご相談ください。

- ・離職・廃業後2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少した。
- ・上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していた。
- ・預貯金及び現金の合計額が一定額以下。

※住居確保給付金を受けるには、1月の世帯収入・金融資産が次の表以下であることが要件です。

世帯人数	月の世帯収入	金融資産（預貯金）
一人世帯（単身世帯）	107,000円	468,000円
二人世帯	150,000円	690,000円
三人世帯	178,000円	840,000円
四人世帯	213,000円	1,000,000円
五人世帯	247,000円	1,000,000円



詳細については、当センターへお問い合わせください。また、センター相談員が自宅訪問も実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593

【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30～17:00

※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・安藤（家計相談支援員）